政令第七十二号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第六項並びに第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号の四中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項第二号の三中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第四号の四中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項第五号の三中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第五号の四中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項第七号の二中「いおう」を「硫黄」に改め、同項第七号の四から第七号の八までの規定中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項第十号中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第十一号イ及びロ、第十一号の二ロ並びに第十二号中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とし、同条第三項中「区画整理を」を「区画整理若しくは暗渠排水を」に、「これ」を「暗渠排水若しくはこれら」に改め、同項第一号中「区画整理」の下に「又は暗渠排水」を加え、同項第二号及び第三号中「、客土又は暗きよ排水」を「又は客土」に改める。

第五十条の二の二第二項第二号中「、第十一号又は第十四号」を「又は第十一号」に改める。

第七十八条第一項第三号中「、第八号又は第十四号」を「又は第八号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、特別豪雪地帯」の下に「（豪雪地帯対策特別措置法第二条第二項の規定に基づき指定された地帯をいう。以下同じ。）」を加え、「。以下「特別豪雪地帯等」という」を削り、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項第八号」を「第一項第二号の二及び第八号」に改め、「特定農山村地域」の下に「（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）」を加え、「同項」を「第一項」に、「同号」を「同項第二号の二及び第八号」に改め、同項を同条第五項とする。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項から第十五項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十六項中「及び第七項」を削り、同項を附則第十四項とする。

附則中第十七項を削り、第十八項を第十五項とし、第十九項から第二十六項までを三項ずつ繰り上げる。

別表第一の二の項の㈣を削る。

別表第四の二の項の㈠及び五の項の㈠中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に、「㈡まで」を「㈢まで」に改め、同項の㈡を削る。

別表第六の三の項の㈣を削る。

別表第七の三の項の㈠及び五の項の㈠中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に、「㈡まで」を「㈢まで」に改め、同項の㈡を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項又は第八十五条の二第一項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の附則第七項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

（水源地域対策特別措置法施行令及び土地改良法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「附則第十三項」を「附則第十一項」に改める。

一　水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）附則第五項第一号

二　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百七号）附則第五条

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第七十三号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第一号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十二条第五項第一号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第一号、第三十七条第三項第一号、第三十八条第三項第一号、第五項第一号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第一号、第四十一条第四項第一号、第四十二条第七項第一号、第四十四条第八項第一号並びに第五十条、同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第五十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条第二項の規定により読み替えられた同法第三十一条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第七十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第一条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の見出し中「平成十八年四月から平成十九年三月」を「平成二十三年四月から平成二十四年三月」に改め、同条中「平成十八年四月から平成十九年三月」を「平成二十三年四月から平成二十四年三月」に、「〇・九六八」を「〇・九六四」に改める。